

農地の有効活用を考えてみませんか？

『利用権設定等促進事業』

利用権設定等促進事業とは、農地を貸したい(売りたい)という農家と、農業経営規模の拡大を図りたいという耕作者との間で安心して農地の貸し借り(売買)ができるものです。

農地の貸し借りでのメリット

- 期間満了と同時に手続きを経ることなく、農地が貸し手に返還されます
- 合意解約書の提出により、途中で解約することができます
- 話し合いにより、期間満了後も継続して貸借することができます
- 借り手が農地を適正に利用することにより、耕作放棄地になることを防げます
- 貸し手・借り手には、条件を満たせば奨励金等が交付されます

契約の始期は5月20日と10月20日の年2回です。

農地の貸借および売買には要件があります。

※詳細については農業委員会事務局(☎0276-20-9715)までお問い合わせください。

申請書提出期限

令和4年2月28日(月) ※契約の始期が令和4年5月20日の場合
 令和4年7月29日(金) ※契約の始期が令和4年10月20日の場合
 申請書は、農業委員会事務局、農業政策課にあります。

提出場所

農業委員会事務局、農地利用最適化推進委員、農業委員

農地の売買でのメリット

- 買い手からの請求により、市が所有権移転の登記を行います
- 税制上の優遇措置が受けられます

買い手	登録免許税の軽減措置	税率が1000分の20から1000分の10に軽減
	不動産取得税の軽減措置	課税標準の算定において、当該土地の価格の3分の1を価格から控除
売り手	譲渡所得に係る所得税の軽減措置	譲渡所得の金額から800万円を控除(800万円に満たない場合には譲渡に係る部分の金額まで控除)

※詳細については農業政策課(☎0276-20-9714)までお問い合わせください。

農地売買(所有権移転)できる人の要件

- 申請地が、太田市農業振興地域内農用地区域内農地(青地)であること
- 買い手の経営面積が135a以上の農業経営者であること
- 買い手の過去3年間の自己責任による農業経営規模の縮小がないこと
- 買い手の年齢が65歳未満であること

“農地バンク”で農地を貸し借りしませんか？

農地バンク(農地中間管理機構)は、全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」です。群馬県では、公益財団法人群馬県農業公社が、担い手への農地集積と集約化を推進し、農地の有効活用や農業経営の効率化を図っています。



【貸し付け農地】

- 市街化区域以外にある田・畑等であること
- 農用地の利用の効率化および高度化に資すると見込まれるものであること
- 再生不能と判断される遊休農地など著しく利用が困難でないもの
- 当該農地の存する地域に十分な借り受け希望者が確認でき、貸し付ける可能性が著しく低い農地でないこと
- 農用地等の賃料が、農業委員会が提供を行っている賃料情報等から見て適切であること

【貸し付け期間】

- 原則、10年以上
- 2年間を経過しても借り受け希望者が見つからない場合は、出し手に農地をお返しします

※貸し付け希望の申し出または借り受け希望の応募等詳細については、お問い合わせください。

農業政策課 ☎0276-20-9714

農地を貸したい方は 荒れ地になる前に



農地は長い期間耕作されずにいると、荒れ地になり周囲に迷惑が掛かるだけでなく、良好な農地に戻すための手間や時間がかかるため、借り手を探すのが困難になります。農地を貸したい方は、荒れ地になる前に農地を貸す手続きをしましょう。

農業委員会事務局 ☎0276-20-9715

令和3年度 太田市農作業参考料金表の 軽作業料金を改正しました

群馬県最低賃金の改正に伴い、以下のとおり6月15日号掲載の令和3年度太田市農作業参考料金表について、令和3年10月2日付で軽作業参考料金を改正しましたのでお知らせします。

改正前 (1時間)840円	➡	改正後 870円
------------------	---	-------------